

# みんなで景観まちづくり

—「八潮市みんなで景観まちづくり条例」が制定、4月1日から施行されました—

## 〈条例前文〉

わたしたちのまち、つくばエクスプレスの開業により、新たなまちづくりの歴史を歩もうとしている。

八潮市は、中川をはじめとする豊かな水辺と、屋敷林や農地など四季折々の風情を醸し出す貴重な自然の中で、そこに暮らす人々の生活を映しながら多様な景観を育んできた。

その後、高度経済成長により、機能的な都市をめざした基盤整備を進め、現在の都市の様相を形成してきた。

まちづくりの新たな一歩を踏み出すにあたり、これからは、わたしたちのまちを見つめ直し、先人から受け継がれてきた景観資源を活用するとともに、高さや色、デザインなどに配慮した、良好な景観の形成によるまちづくりを推進し、八潮らしい“まちかど”“まちどおり”“まちなみ”を創出していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、50年、100年先を見据え、良好な景観の形成によるまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

## ●「みんなで」

まちづくりの主役は、市民の皆さんです。

自分たちのまちを自分たちで創るためにどのようなことをすればよいか、みんなで考え、みんなで決めていくことが大事なこととなります。そこで、「みんなで」としています。

## ●「景観まちづくり」

良好な景観の形成によるまちづくりを「景観まちづくり」といいます。

まちづくりには様々なものが関係してきます。道路や公園などの整備、自然や歴史的なものを守ることなどの他、皆さんの家を建てることや庭木を植えることやガーデニングなどもそうです。

これらの個々のまちづくりに良好な景観という共通目標を持たせ、総合的に進めていくために「景観まちづくり」としています。

## 市民の皆さんとともに進めます

基本計画・市民参加等

### 景観まちづくり基本計画をみんなで作ります

○まちの将来像や、将来像に向けてのまちづくりのルール、まちづくりの方法などみんなの共通目標を、みんなで一緒に考え、つくります。

### 市民参加を推進します

市民団体を認定します

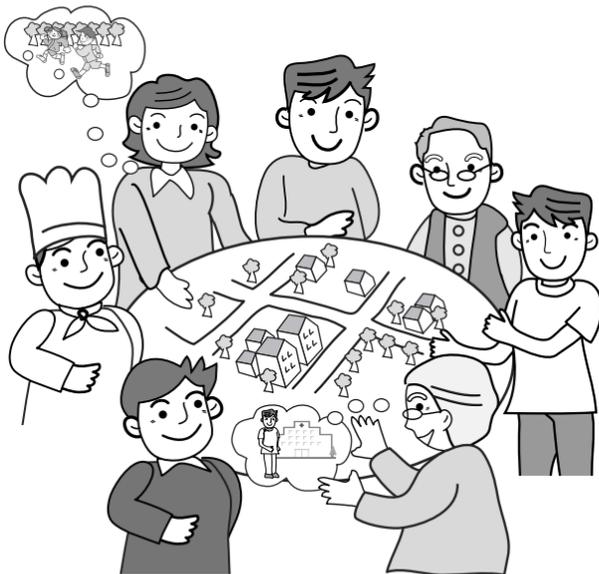
○市民の皆さんが積極的に景観まちづくりを推進できるように、景観まちづくりを行いたい団体を認定します。

構想が提案できます

○認定を受けた市民団体は、景観まちづくりに関する構想を提案することができます。

支援をします

○景観まちづくりを推進する団体などに、情報提供や技術的支援などをします。



## みんなに守ってもらう基本的な考え方が4つあります

基本理念

- ①共有財産 いつまでも大事にされる（受け継がれる）、みんなの財産をつくるという意識で進めましょう。
- ②協働 みんな（市、市民、事業者）で協力し合いながら一緒に進めましょう。
- ③創造・保全 つくり（創造）、まもり（保全）、いかし（活用）ながら進めましょう。
- ④調和 周りとうつりあい（調和）が取れるように進めましょう。

## それぞれの基本的な役割が決められています

役割

市の役割

- どのように進めるかなどの計画を立て、進めていきます。
- みんなに理解してもらうように、PR活動などをします。
- 道路や公園の整備など、お手本になるように努めます。

市民・事業者の役割

- 自分で行うという意識を持ち、景観まちづくりに努めます。
- 市が行う事業など、一緒に進めます。

## お知らせ

### 景観まちづくり基本計画をつくりませんか？

基本計画は、景観形成によるまちづくりの指針となるもので、市民の皆さんのご意見や提案をいただきながらつくります。

そこで、この基本計画の策定に参加していただける市民の方を募集します。ご参加をお待ちしています。

定員…10人程度

対象…18歳以上で市内に在住している方

申込み…5月27日(金)までに住所、氏名、電話番号を記入し郵送、FAX、E-mailで申し込みをしてください。

その他…参加についてはボランティアです。

- ・会議等の開催は年間4回程度を予定しています。
- ・ほかに団体推薦などによる参加者が加わり、全体では20人程度を予定しています。

### 審議会委員の募集

景観まちづくりに関する事項を調査・審議する「景観まちづくり審議会」を設置しますので、市民委員を募集します。

定員…2人(面接有り・審議会は10人で構成されます)

対象…平成17年4月1日現在、市内に1年以上在住している満20歳以上60歳未満の方。平日昼間に開催する審議会に出席可能な方

※市の附属機関の委員、市職員、市議会議員、左記の計画づくりに申し込みした方を除く

任期…2年

選考方法…応募の動機(様式自由で400字程度)と住所、氏名、電話番号記入のうえ、6月25日(金)までに郵送、持参またはE-mailで申し込みをしてください。

### 八潮市が5月1日に「景観行政団体」になりました

景観行政団体は、景観法に基づき、地域の個性に合わせた計画を策定し進めていくことができます。

今後、計画を策定するに当たりましては、市民の皆さんのご意見をいただきながら進めていきたいと考えていますので、計画策定の際にはご協力をお願いします。

問 都市デザイン課 ☎(内)335  
E-mail toshidesign@city.yashio.lg.jp